

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第19号

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第31号

）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
	円	円
1年未満	310,800	35,000
1年以上2年未満	310,800	35,000
2年以上3年未満	310,800	35,000
3年以上4年未満	310,800	35,000
4年以上5年未満	310,800	35,000
5年以上6年未満	310,800	31,000
6年以上7年未満	310,800	27,000
7年以上8年未満	310,800	23,000

8 年以上 9 年未滿	3 1 0,8 0 0	1 9,0 0 0
9 年以上 1 0 年未滿	3 1 0,8 0 0	1 5,0 0 0
1 0 年以上 1 1 年未滿	3 1 0,8 0 0	1 2,5 0 0
1 1 年以上 1 2 年未滿	3 1 0,8 0 0	1 0,0 0 0
1 2 年以上 1 3 年未滿	3 1 0,8 0 0	7,5 0 0
1 3 年以上 1 4 年未滿	3 1 0,8 0 0	5,0 0 0
1 4 年以上 1 5 年未滿	3 1 0,8 0 0	2,5 0 0
1 5 年以上 1 6 年未滿	3 1 0,8 0 0	
1 6 年以上 1 7 年未滿	3 0 7,5 0 0	
1 7 年以上 1 8 年未滿	3 0 4,2 0 0	
1 8 年以上 1 9 年未滿	3 0 0,9 0 0	
1 9 年以上 2 0 年未滿	2 9 7,6 0 0	
2 0 年以上 2 1 年未滿	2 9 4,3 0 0	
2 1 年以上 2 2 年未滿	2 8 3,3 0 0	
2 2 年以上 2 3 年未滿	2 7 1,3 0 0	
2 3 年以上 2 4 年未滿	2 5 8,8 0 0	
2 4 年以上 2 5 年未滿	2 4 6,3 0 0	

25年以上26年未満	233,800	
26年以上27年未満	218,300	
27年以上28年未満	202,800	
28年以上29年未満	187,300	
29年以上30年未満	171,800	
30年以上31年未満	155,300	
31年以上32年未満	138,800	
32年以上33年未満	122,300	
33年以上34年未満	104,300	
34年以上35年未満	86,300	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。